

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会における審理手続（案）

1 審理する案件

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「新法」という。）において法務大臣に対する「再審査の申請」及び「事実の申告」のうち、被収容者の不服に理由がないと判断しようとするもの。

なお、新法の施行前及び未決被収容者については、「再審査の申請」及び「事実の申告」と同趣旨の情願のうち、被収容者の不服に理由がないと判断しようとするもの。

2 審理方法

特に慎重に処理すべきと認められる案件及び委員から指定された案件については、必要に応じて資料を提示するなどして詳細に説明し、意見を聴取する。そのほかの案件については、案件の概要を記載したリスト（以下「案件リスト」という。）をもとに意見を聴取する。

3 審理手続

(1) 事前送付等

検討会の2週間程度前に、案件リストを作成し、各委員ごとに案件を振り分け、各委員に案件リスト及び振り分けた案件に係る不服申立書の写しを送付する。

委員は、振り分けられた案件の中から重要なものと認める案件がある場合、検討会の前日までに、事務局に通知する。

(2) 当日の審理

ア 特に慎重に処理すべき案件及び委員から指定された案件について、必要に応じて証拠資料を提示するなどして説明し、委員から意見を聴取する。

イ そのほかの案件について、案件リストをもとに意見を聴取する。

(3) 処理案について委員から疑義が提示された場合

ア 必要に応じて、矯正局による再調査及び再検討を行い、次回の検討会において又は個別に委員に説明し、意見を聴取する。

イ 委員から要望のある場合は、委員が直接刑事施設に赴き、職員又は被収容者からの事情聴取、資料の閲覧などを行い、その上で意見を聴取する。

ウ ア又はイによる聴取した意見を踏まえて不服申立てを処理する。

4 その他

委員の過半数の出席をもって検討会を開催する。

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会 審理案件リスト(案)

(審理終了後に回収いたします。)

番号	収容施設 提出年月日	法的地位 性別	不服とする措置	申立の趣旨及び理由	事案の概要
1	〇〇拘置 平成 年 月 日	被告人 女	自費治療不許可措置 (審査の申請相当)		
2	××刑務所 平成 年 月 日	懲役受刑者 男	職員による暴行 (事実の申告相当)		
3	△△拘置支所 平成 年 月 日	懲役受刑者 男	領置金交付不許可措置 (審査の申請相当)		

※特に慎重に処理すべきと認められる案件及び各委員に担当いただく案件とにシートを分けて作成いたします。